

# 山田みやこの活動報告

令和4年7月2日(土)

## 全国自治体議員行財政自主研究会 2022年度 第1回研修会

### 「こども基本法・こども家庭庁のもとでの子どもの貧困対策」(オンライン)

講師 末富 芳氏(日本大学文理学部 教授)

#### 1. こども基本法のポイントと論点

##### 〈目的〉

子どもが自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現。

##### 〈定義〉

新生児期・乳幼児期・学童期・思春期の各段階を経て、大人になるまで健やかな成長に対する支援、就労、結婚、妊娠、出産、育児等、子どもの養育環境の整理。

##### 〈基本理念〉

個人として尊重、基本的人権が保障、差別を受けない福祉に係る保障、教育を受ける機会の保障、意見を表明する機会、社会的活動に参画する社会、子供の意見の尊重。

こども政策推進会議をこども家庭庁に設置。  
施行は令和5年4月1日。



#### 2. 子どもの権利の基本法の重要性

心身の発達の途上にあり特別な保護・配慮や支援を必要とする子どもこそ、基本的人権・権利の実現や養護・周知・実施体制に関する基本法が必要。

#### 3. 国・地方自治体の責務

国：基本理念に則り、こども施策を策定し実施  
地方公共団体：基本理念に則り、子どもの意見を反映する措置を講ずる

#### 4. こども家庭庁設置

- 「子どもを守る」「子どもと進む」子どものための省庁をつくる  
周産期からの予防アプローチ、切れ目のない支援、若者期にもつながる支援をする。
- 政策の優先度は子どもへの直接効果が高い事項から(子どもファースト)
  - ①子どもの命を守る
  - ②子どもが安心して幸せに育つ社会
  - ③子どもを産み育てやすい社会
  - ④少子化対策
- 子ども・若者の権利の尊重と実現

所得・年齢・ひとり親/ふたり親等の個人属性で分断せず、個人のニーズに応じてすべての支援を利用可能にする。(例えば18歳に近づくと支援しなくなる児相で良いのか?)

## ○特に急がれる子ども対策

- ・子どもに関わる人の子どもの権利研修
- ・学校、園、居場所等での子どもの安全指針の導入と整備
- ・出産、医療の無償化
- ・子どもファーストでどの子どもにも開かれた保育園
- ・不登校児童生徒も自分に合った形で学ぶ権利の実現
- ・学校外の居場所、フリースクール
- ・常勤スクールソーシャルワーカー
- ・中学生以降世代の緊急保護(シェルター)の設置
- ・子ども若者の性搾取、性被害の防止
- ・18歳以上の若者が自分自身で支援制度を理解し選択活用できる仕組み

## 5. 地方議会で必要な対応

### 1) 子ども条例の制定

- 消滅予測自治体であった豊島区の挑戦  
子供の意見を聞きっぱなしでなくルールを作って話し合い。  
選挙権を持たない子供の意見を重視。

### 2) 子どもに「必ず寄り添う」支援

- 自治体の「子ども・若者支援の可能性の司令塔職、組織」が必須。  
司令塔職は行政出身でなく児童福祉等の高い専門性と、子ども・若者ケース支援のキャリア保有者。  
(例えば横浜市教育委員会のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー)
- 自治体行政機構改革  
専門職取得資格を支援し専門性を持つ公務員。  
支援団体任せや支援能力が低く、現場に行かない正規公務員は必要ない。

## 6. 子どもの貧困対策

### 先進自治体の事例

〈大阪市箕面市の例〉

「子どもの成長見守りシステム」(経済的支援、学校、非認知能力に係るでデジタル情報)からリスク判定。

↓

このうち支援につながっていない者について教育委員会「子ども成長見守りグループ」の職員が関係機関と情報交換しながら対応方針を検討。

↓

「子ども成長見守りグループ」の職員が適切な支援につなぐ。

### ◎子ども成長見守り室のbefore・after

これまでできなかったことができるようになった例や現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができた。

- 乳幼児の情報を組織的に引き継ぐ

#### before

⇒子どもの発達や課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる。

#### after

⇒子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での療育リスクを学校に資料提供出来るようになった。

- 支援の抜け・漏れを見つける

#### before

⇒就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、何らかの対応につなげなかった。

#### after

⇒子供見守りシステムで就学支援が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。  
「公的手続きが苦手で申請できていなかった」世帯を見つけ出し申請を支援。

○学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

子ども成長見守りシステムでの総合判定によって「重点支援」と判定された児童生徒のリストを学校に提供し支援状況を確認したところ、その内25%が「見守りの対象ですらなかった」ことが判明。

〈大阪府能勢町の例〉

複数人の教職員による「スクリーニング会議」によりアセスメントを行うべき児童生徒をリストアップ。



教職員がSSW(スクールソーシャルワーカー)等専門職による「校内チーム会議」により児童生徒の事情を詳細に見るアセスメントを実施し、対応方針を検討。



必要に応じてSSW等専門職が支援につなぐ。

〈兵庫県明石市〉

○明石市の泉房穂市長が「こども家庭庁」に関する参考人として国会で述べた内容

- ・原因のひとつは社会が子どもに冷たすぎる。
- ・世界でのグローバルスタンダードが日本では出来ていない施策ばかり、是非やるべき。
- ・子育て関連給付の「所得制限」は一切設けない。
- ・お金はかかるがより効果が大きい思い切った本気の支援策が必要。
- ・子どもを応援すればみんなを幸せに。子どもや親だけではなく高齢者も幅広く、みんなにとって私たちの社会にとっていいことなんだという発想の転換をお願いしたい。子どもの未来は私たち自身の未来であり、子どもの未来は日本社会の未来だと本気で考えている。

※来年発足するこども家庭庁では関連省庁の連携とともに連携する現場の人材育成、予算の増強が重要だ。子どもを中心にした子どもの幸せをまず考えることです(ウェルビーイング)。